

みんながつながる、支え合う、認め合う
健やかに、幸せに満ちたまち

～地域共生社会の実現を目指して～

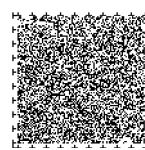


第5期佐賀市
地域福祉計画・地域福祉活動計画

概要版

令和8年度～令和12年度

令和8年3月
佐賀市 / 佐賀市社会福祉協議会



地域福祉を進めるにあたって

■「地域福祉」とは

地域で暮らす人々が、障がいの有無や年齢などに関係なく、お互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会（地域共生社会）をみんなで築いていく取組のことです。

■地域共生社会が求められる背景

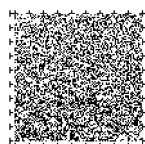
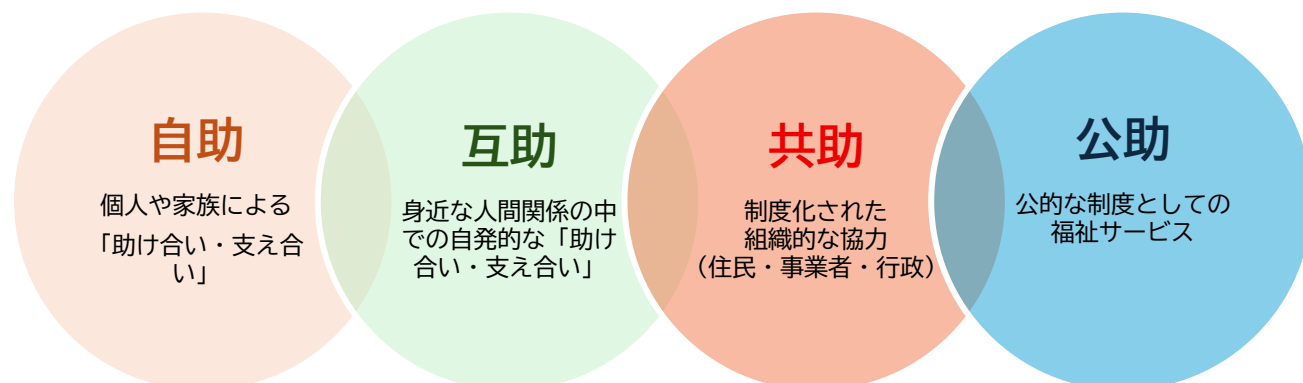
急速な少子高齢化、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、地域生活課題は複雑化し、簡単に解決できるようなものでなくなっています。従来の縦割りの福祉制度では対応が困難な問題が増えており、制度や分野を超えた包括的な支援体制の構築が必要となっています。

本市でも、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指します。

■「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

地域福祉を推進していくためには、個人や家族による「自助」、住民同士の支え合いによる「互助」、地域ぐるみで助け合う「共助」、公的な制度としての「公助」が相互に連携し、補完し合うことが重要です。

市は、公的な制度を整備するとともに、自助・互助・共助を支援していくことで、地域と協働しながら「助け合い・支え合い」の活動を進めていきます。



佐賀市の課題

①人口構造の変化と高齢化

高齢化率

29.6%

約3人に1人が高齢者

単独世帯率

35.9%

30年で約2倍に増加

高齢単身世帯

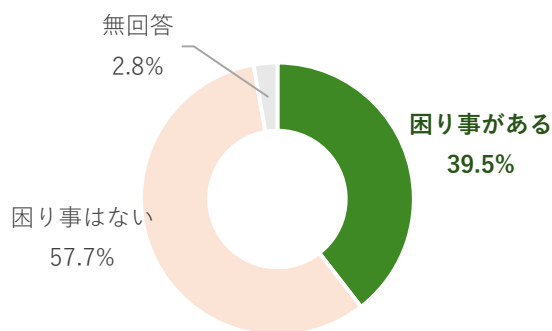
3.4倍

30年前との比較

身近に頼れる人がいない世帯が増加し、地域での「見守り」と「支援」の重要性が急激に高まっています。

②生活上の困りごとの実態

生活上の困り事の有無



39.5%の人が「困り事」がある

約4割の市民が何らかの生活上の不安を抱えています。

● 経済的な不安：53.8%

● 身体・病気の不安：49.8%

家族関係、仕事、介護など、複数の課題が重なっているケースもみられ、支援ニーズは多様化・複雑化しています。

③地域とのつながりの「二極化」

関わりたくない

「ほとんど付き合いがない」は11.7%

つながりたい

「隣近所との付き合いを大切にしたい」は56.0%

「あいさつ程度」が過半数（53.8%）

④情報不足と安全への不安

福祉情報の入手状況

74.2%

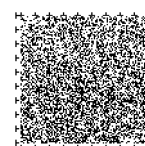
「入手できていない」

災害時の避難不安

44.3%

「適切に避難できるかわからない」

人口減少・高齢化、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化により、支援を必要とする人が増える一方で、地域の担い手は減少しています。市民アンケートからも、生活上の困りごとや地域との関わり方に課題があることが明らかになっており、地域全体で支え合う仕組みづくりが急務です。



計画策定にあたって

計画策定の趣旨

国では、令和2年に重層的支援体制整備事業を創設し、令和6年1月には共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されるなど、地域共生社会実現に向けた動きが本格化しています。

本市でも、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指し、「第5期佐賀市地域福祉計画」を策定します。

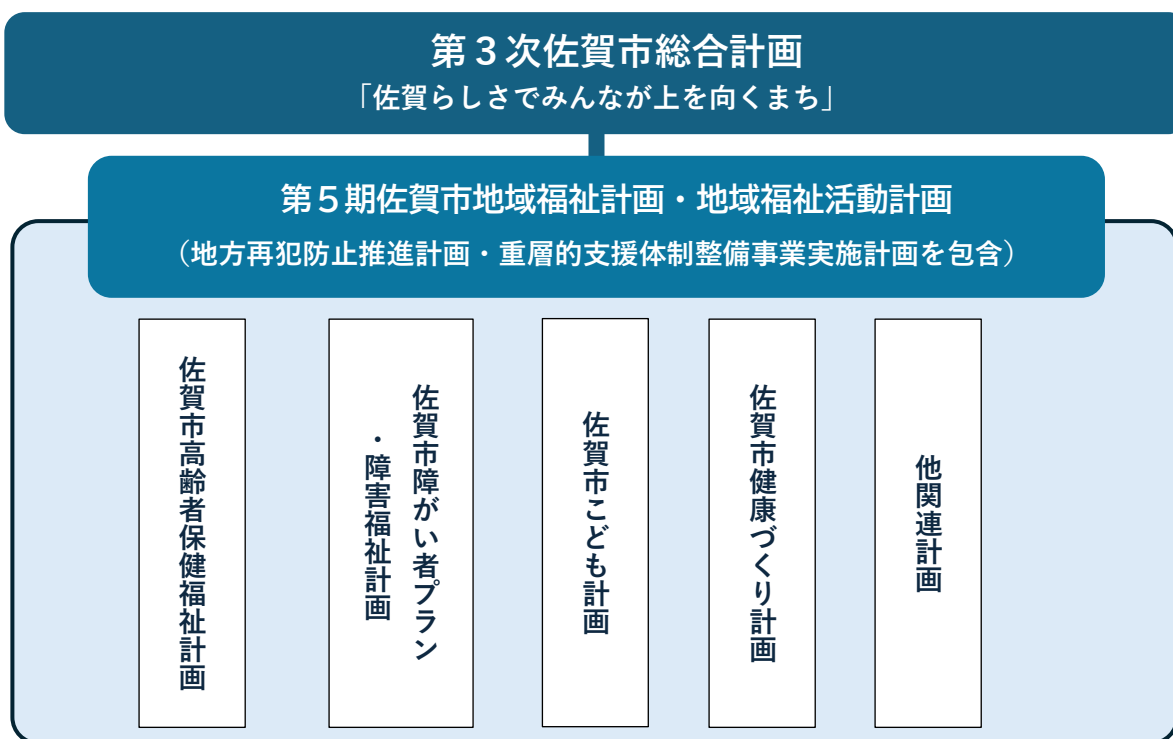
また、佐賀市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定することにより、公民協働による地域福祉を展開していきます。

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

第3次佐賀市総合計画を上位計画とし、本市における高齢者保健福祉計画、障がい者プラン・障害福祉計画、こども計画、健康づくり計画等の上位計画として、各分野の福祉施策を横断的に調整し、総合的に推進する役割を担います。

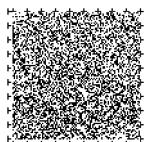
また、地域福祉計画との関連が深いため、犯罪をした人等の更生と再犯防止を図る「地方再犯防止推進計画」及び属性や世代を問わない包括的支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業実施計画」を一体的に策定しています。



計画の期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、国の制度改正、社会情勢や市民ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



目指す姿

■基本理念

みんながつながる、支え合う、認め合う

健やかに、幸せに満ちたまち

～地域共生社会の実現を目指して～



市民、地域団体、事業者、関係支援機関、行政等、地域に関わるすべての主体が互いに連携し、協働することで、誰もがつながりを感じ、支え合い、認め合える関係性を築いていきます。

こうした協働の積み重ねにより、すべての人が安心して暮らせる、**健やかで幸せに満ちたまち**の実現を目指します。

■基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1

地域福祉の意識づくりと担い手育成

▶ ボランティア・学ぶ機会

基本目標2

地域のつながりの再構築と支え合いの創出

▶ 居場所・見守り体制

基本目標3

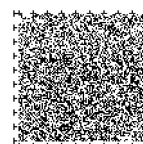
福祉サービスにつながる仕組みづくりの強化

▶ 相談体制・情報発信

基本目標4

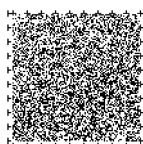
誰もが安心して暮らせるまちづくり

▶ 防災・権利擁護・再犯防止



計画の体系

目指す姿	基本目標	施策	取組
みんながつながる、 支え合う、認め合う 健康やかに、 幸せに満ちたまち 地域共生社会の実現を目指して	【基本目標１】 地域福祉の意識づくり と担い手育成	(1) 地域福祉活動への参加促進と担い手育成・支援 (2) 学ぶ機会の充実	① ボランティア・市民活動の推進 ② 地域福祉の担い手育成・支援 ① 福祉教育・学習の推進 ② 住民相互理解の啓発・推進
	【基本目標２】 地域のつながりの再構築と支え合いの創出	(1) 身近な地域福祉活動の推進 (2) 見守り・支援体制の充実	① 支え合い・助け合い活動の推進 ② 生きがいづくり・健康づくりの推進 ① 居場所づくりの推進 ② 地域団体の連携強化
	【基本目標３】 福祉サービスにつながる仕組みづくりの強化	(1) 包括的な支援体制の整備推進 (2) 情報発信と関係支援機関の連携強化	① 相談体制の強化と多機関協働による切れ目のない支援 ② 伴走型支援と社会参加の推進 ① 情報提供・発信の充実 ② 専門職・関係支援機関の連携強化
	【基本目標４】 誰もが安心して暮らせるまちづくり	(1) 安心して暮らせる基盤づくり (2) 再犯防止に向けた取組の推進	① 福祉のまちづくりの推進 ② 権利擁護・虐待防止の推進 ① 社会復帰支援の推進 ② 民間団体・関係支援機関との連携推進
	計画を横断するテーマ		重点取組① 社会的に孤立している人や孤立リスクのある人への支援 重点取組② 地域福祉への多様な主体の参画



重点取組 1 社会的に孤立している人や孤立リスクのある人への支援

■取組の背景

本市における単独世帯の割合は令和2年時点で35.9%に達し、高齢者単身世帯は平成2年からの30年間で約3.4倍に増加しています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化とも相まって、身近に頼れる人がいない、または親族との関係が希薄な人が年々増加しています。

こうした人は、入院や施設入所の際の手続き、日常生活における金銭管理、医療・介護に関する意思決定支援、死後の事務手続き等、人生のさまざまな場面で困難に直面しています。

誰もが安心して地域で暮らし続けることができる地域共生社会を実現するためには、つながりが希薄な人・孤立状態にある人等への包括的な支援体制を構築することが急務となっています。

■重点取組の内容

佐賀市・社会福祉協議会の取組

- 包括的な相談・支援体制の充実
- 地域で安心して暮らし続けることができる支援
- 総合的なパッケージ支援の検討
- 住宅確保のための支援

市民や地域等に協力してもらいたいこと

- 見守り体制の強化
- 地域における顔が見える関係の構築

重点取組 2 地域福祉への多様な主体の参画

■取組の背景

地域福祉を支える自治会、民生委員・児童委員、校区（地区）社会福祉協議会、福祉協力員、ボランティア団体等、多くの人が献身的に活動していますが、担い手の高齢化が進行し、後継者不足が深刻な課題となっています。

持続可能な地域福祉を実現するためには、従来の担い手への支援を継続するとともに、多様な世代・立場の市民や団体、学校、企業、社会福祉法人等が、それぞれの状況に応じた形で地域福祉に参画できる環境を整備し、継続的に担い手を育成していくことが必要です。

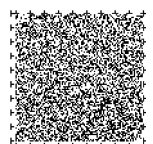
■重点取組の内容

佐賀市・社会福祉協議会の取組

- 潜在的な参加意欲と活動のマッチング
- 福祉教育の推進
- 関係支援機関の連携促進
- 活動意欲向上のための取組の検討

市民や地域等に協力してもらいたいこと

- 段階的な地域活動への参加
- 地域団体同士の交流



基本目標 1 地域福祉の意識づくりと担い手育成

誰もが主体的に地域福祉活動に参加できる地域を目指します。そのために、さまざまな人々が出会い、お互いを知る交流の場や居場所の充実を図るとともに、ボランティア活動や市民活動の活性化を図ります。

また、住民相互の理解、福祉や人権に関する教育・啓発、地域における福祉課題の学びの場の充実を図り、「我が事」として地域福祉に参画する人づくりを進めます。

施策 1 地域福祉活動への参加促進と担い手育成・支援

取組 1 ボランティア・市民活動の推進

ボランティア活動・市民活動への参加を促進するため、活動情報を多様な媒体で発信し、市民の「機会があれば参加したい」という意欲を具体的な行動につなげます。個々のライフスタイルに応じた参加や短時間での参加も可能にするなど、時間的制約のある世代でも参加しやすい環境を整備します。

取組 2 地域福祉の担い手育成・支援

自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員等の研修機会を充実させ、担い手同士の交流やネットワーク形成を支援します。また、学校、企業、NPOとの連携を強化します。

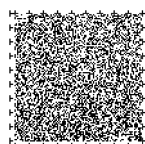
施策 2 学ぶ機会の充実

取組 1 福祉教育・学習の推進

「地域でお互いに助け合い、支え合う」という互助、共助の意識を高めるために、地域福祉に関する広報・啓発を行うとともに、身近な福祉課題について学ぶ場の充実を図ります。

取組 2 住民相互理解の啓発・推進

人権教育・啓発を推進し、こども、高齢者、障がいのある人、外国籍住民、罪をつぐない社会復帰された人等、すべての人の人権が尊重される地域づくりを進めます。多文化共生に関する啓発活動を実施し、外国籍住民との相互理解を深めます。



基本目標２ 地域のつながりの再構築と支え合いの創出

地域とのつながりの希薄化やライフスタイルの変化等により、社会的に孤立する人や世帯が増えていきます。誰もが安心して安全に暮らせる地域づくりを目指し、助け合いや支え合いの仕組みを整えるとともに、見守る体制を強化します。

施策１ 身近な地域福祉活動の推進

取組１ 支え合い・助け合い活動の推進

地域住民が主体となった支え合い・助け合い活動を推進し、民生委員・児童委員や福祉協力員等を中心とした地域福祉の担い手による身近な支え合い活動を推進します。

取組２ 生きがいづくり・健康づくりの推進

住み慣れた地域で健康でいきいきと生活できるよう、健診などの情報提供を通して、市民の健康意識の向上を図り、生きがいづくり・健康づくりの機会や場を提供・支援します。

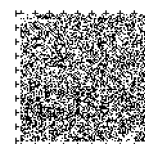
施策２ 見守り・支援体制の充実

取組１ 居場所づくりの推進

コミュニティカフェ、子育てサロン、高齢者ふれあいサロン等、世代を超えて誰もが気軽に集える居場所づくりを推進し、見守りや早期発見の場としても機能するよう、地域団体や関係支援機関との連携を強化します。

取組２ 地域団体の連携強化

自治会、民生委員・児童委員、校区（地区）社会福祉協議会、福祉協力員、コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター等、地域で活動するさまざまな団体・機関の連携を強化します。



基本目標3 福祉サービスにつながる仕組みづくりの強化

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる体制・仕組みづくりを進めます。そのために、福祉サービスの情報が伝わりやすい提供方法の検討や、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるような支援体制を整備します。また、複雑化・複合化した課題の解決に向けて、アウトリーチによる支援を進め、重層的な相談支援体制の推進を図ります。

施策1 包括的な支援体制の整備推進

取組1 相談体制の強化と多機関協働による切れ目のない支援

包括的な相談支援体制を強化し、属性や世代を問わず誰もが相談できる環境を整備します。また、多機関協働事業による支援会議を通じて、複合的な課題に対する支援調整を行います。

取組2 伴走型支援と社会参加の推進

地域で困難を抱えている人に対して、コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチを通じた継続的支援を充実させ、支援が必要な人に寄り添った伴走型支援を行います。また参加支援事業により、孤立している人や生活困窮者等が社会とのつながりを再構築できるよう支援します。

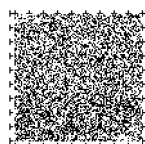
施策2 情報発信と関係支援機関の連携強化

取組1 情報提供・発信の充実

市報、ホームページ、SNS等の多様な媒体を活用し、福祉サービスや相談窓口に関する情報をわかりやすく発信します。特に、福祉まるごと相談窓口等、身近な相談機関の認知度向上に向けた広報活動を展開します。

取組2 専門職・関係支援機関の連携強化

福祉、医療、保健、教育、就労、住居、司法等、多様な分野の専門職・関係支援機関との連携を強化し、複合的な課題を抱える人を包括的に支援する体制を構築します。



基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。そのために、災害時に支援を必要とする人の避難支援体制を強化し、バリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。また、成年後見制度の利用促進や虐待防止対策を推進するとともに、犯罪をした人等の社会復帰支援に向けた取組を進めます。

施策1 安心して暮らせる基盤づくり

取組1 福祉のまちづくりの推進

「災害時の手助け」に対する市民の高い防災意識を活かしながら、安心して暮らすことができる体制づくりを進めます。災害時に支援を必要とする人の避難支援体制を強化し、個別避難計画の策定を推進します。またバリアフリーやユニバーサルデザインを推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

取組2 権利擁護・虐待防止の推進

成年後見制度の利用を促進し、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、その人の想いを尊重した「意思決定支援」を基盤に、権利擁護事業に取り組みます。また、高齢者・障がいのある人・児童への虐待防止対策を推進し、関係支援機関が連携して対応します。

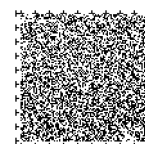
施策2 再犯防止に向けた取組の推進

取組1 社会復帰支援の推進

犯罪をした人等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、就労支援、住居確保支援、保健医療・福祉サービスの利用促進等、関係支援機関と連携した包括的な支援を推進します。

取組2 民間団体・関係支援機関との連携推進

佐賀保護観察所、佐賀県地域生活定着支援センター、佐賀地区保護司会、更生保護施設、福祉関係機関、医療機関、教育機関等との連携を図り、犯罪をした人等を地域全体で支える取組を推進します。



地方再犯防止推進計画について

本市では、地域福祉計画の中に「再犯防止の取組」を位置づけ、一体的に計画を策定しました。犯罪をした人等が再び同じ過ちを繰り返さないためには、本人の努力だけでなく、住居、就労及び福祉サービスなど、日常生活を支える環境づくりが欠かせません。これらは地域福祉が担う役割と深く関わっています。

また、本市では、佐賀保護観察所や佐賀地区保護司会をはじめとする関係支援機関と連携し、支援が必要な人が孤立することなく、地域の中で生活を再スタートできるよう取り組んできました。今後も、行政や関係支援機関などが連携し、福祉・医療・就労支援などを切れ目なくつなぐことで、誰もが安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。

推進体制について

■計画の推進体制

本計画が目指す基本理念の実現には、市民、地域団体、事業者、関係支援機関、行政等、地域に関わるすべての主体が互いに連携し、協働することが不可欠です。

市と社会福祉協議会が密接に連携し、役割分担を明確にしながら、地域福祉を推進していきます。また、市内の関係部局が連携し、横断的な支援体制を構築します。

■基本目標の成果指標

成果指標	現状値	目標値（令和 12 年度）
地域の行事や活動、ボランティア活動などのまちづくり活動に参加している市民の割合	34.0 % (令和 7 年度佐賀市民意向調査)	42.0 %
各地域のコミュニティカフェや高齢者ふれあいサロンの設置数	254 箇所 (令和 6 年度実績)	272 箇所
福祉まるごと相談窓口とコミュニティソーシャルワーカーの活動に伴う相談件数	4,050 件 (令和 6 年度実績)	5,225 件
佐賀市は安心して暮らせるまちだと感じる市民の割合	93.8 % (令和 7 年度佐賀市民意向調査)	96.3 %

第 5 期佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

佐賀市 保健福祉部 福祉総務課

〒840-8501 佐賀市栄町 1 番 1 号
TEL：(0952)40-7250 FAX：(0952)40-7393

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

〒840-0919 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号
TEL：(0952)32-6670 FAX：(0952)32-6665

